

市内全域 投棄禁止 きれいなまちづくりを推進

綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例の概要



健康的で快適な生活を守るために

空き缶やたばこの吸い殻等のいわゆる「ポイ捨て」や犬のふんの放置などは、多くの方に不快感を与え、まちの美化を損なっています。また、山林や川などへの粗大ごみ等の投棄は、安らぎと潤いを与えてくれる自然環境に、悪い影響を与えています。そこで、こうした行為を防止し、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するため、「綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例」が平成19年3月23日に制定されました（平成19年7月1日施行）。

投げ捨てるを「しない、させない、許さない」環境づくり

ポイ捨てや犬のふんの放置、粗大ごみ等の投棄など、まちの美化を損ねる行為をなくし、きれいなまちをつくっていくため、市民、事業者、市等が協働してみんなでまちを見守り、ごみの投棄をしない、させない、許さない環境づくりを推進します。

市、事業者、市民の責務を明示、ルールを制定

条例では、市、事業者、市民、土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻、粗大ごみ等の投棄禁止、犬などのふんの放置禁止、空き缶等回収容器の設置・管理について必要な事項を定め、きれいなまちづくりの実効を図るため、罰則を規定しています。

市、事業者、市民の責務を規定しています（第3条～第5条）

ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりを推進するためには、市のみならず、事業者、市民等による日々の取り組みが必要です。条例では、市をはじめ各主体の果たすべき役割を明確にし、全ての方々の協力でごみの散らかっていないきれいなまちの実現を図ろうとしています。皆様のご協力をお願いします。

市民の責務

- ・屋外で生じさせたごみの持ち帰りや適正な処分
- ・地域の美化活動への協力
- ・市の施策への協力



事業者の責務

- ・従業員の意識啓発、地域の美化活動への協力
- ・消費者の意識啓発等必要事項の実施
- ・市の施策への協力



協働して
きれいな
まちづくり
を実現

- ・投棄防止によるきれいなまちづくりに関する総合的な施策の策定、実施
市民通報相談窓口の設置、監視パトロールの実施、投棄防止キャンペーンの実施等
- ・市民等、事業者、土地所有者等の意識啓発、市民活動促進のための措置
統一美化キャンペーンの継続支援、各地域の清掃活動への支援、
清掃活動等の相談・助言、公共用地美化活動支援事業（アダプト制度）の推進等



市の責務



市民・事業者の協力と、市の監視パトロール・撤去で、きれいなまちをつくりましょう

屋外での喫煙自粛など喫煙者の責務を規定しています（第6条）

喫煙者は、歩行中や自転車乗車中、吸い殻入れが設置されていない屋外では、喫煙をしないよう努めなければなりません。

土地所有者等の責務及び市の指導について規定しています（第7条）

土地所有者（占有者、管理者）が所有地の管理を十分行わなかった場合などに、粗大ごみ等が捨てられる事例が起っています。条例では、土地所有者等の努力すべき責務と市の施策への協力、市の指導・助言について規定しています。

○土地所有者等は、土地を清潔に保ち、ごみが捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

ごみが捨てられることのないよう必要な措置を講ずるとは？

…土地の状況に応じて行う**定期的な確認**、**草刈**、**清掃**など適切な管理や、場合によっては**防止柵**、**投棄禁止の警告看板の設置**など

○土地所有者等は、ごみが捨てられたときは、速やかに必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

ごみが捨てられたときは、速やかに必要な措置を講ずるとは？

…投棄者が明らかな場合は**投棄者への回収要求**、不明の場合は、周囲に迷惑が及ばないような措置、例えば**飛散流出防止のためのシート掛け**や**撤去**など

○市が実施する施策に協力しなければなりません。

○必要があると認めるときは、市長は土地所有者等に対し指導又は助言をすることがあります。

ごみの投棄禁止等を規定しています（第8条）

市内に居住する市民だけでなく、本市を訪れた人や通過中の人を含めて、ごみの投棄禁止の対象です。空き缶や吸い殻等の「ポイ捨て」や、家具など粗大ごみの投棄を市内全域で禁止しています。粗大ごみ等を捨てたり捨てさせたりした者に対しては回収等を命じ、命令に従わないときはその旨を公表することがあります。

犬などのふんの放置禁止を規定しています（第9条）

犬などを外へ連れ出す場合は、ふんを処理するための用具を携帯し、ふんは放置せず、飼い主が必ず持ち帰らなければなりません。

回収容器の設置・適切な管理を規定しています（第10条）

空き缶等の「ポイ捨て」を防止するため、自動販売機で飲料等を販売する者に回収容器の設置と適切な管理を義務付けています。市長は、これに違反した者に必要な措置を講ずるよう勧告・命令することができます。

食品小売店舗は、店頭で資源物を回収する容器を設置し、回収物の資源化に努めなければなりません。

罰則を規定しています（第13条）

投棄防止によるきれいなまちづくりを推進し実効を図るため、罰則を規定しています。むやみに罰則の適用を求めるものではなく、市民、事業者、市等の協働により、根気よくきれいなまちづくりを推進します。

○粗大ごみ等の回収等命令違反は、10万円以下の罰金

○自動販売機の回収容器設置・管理命令違反は、5万円以下の罰金

○ごみの「ポイ捨て」禁止違反や犬などのふんの放置禁止違反は、2万円以下の罰金

綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例

(平成19年3月23日条例第17号)

(目的)

第1条 この条例は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄防止について必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で捨てられることによってごみの散乱の原因になるものをいう。
- (5) 粗大ごみ等 粗大ごみ、自動車、原動機付自転車その他これらに類する物で不要となったものをいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、市民活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、従業員に対する意識の啓発を図るとともに、地域において行われる美化活動に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の投棄防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、地域において行われる美化活動に協力するよう努めなければならない。

3 市民等は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 喫煙者は、歩行中及び自転車乗車中は喫煙をしないよう努めなければならない。

2 喫煙者は、吸い殻入れが設置されていない屋外では、喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、吸い殻収納用具を携帯している場合を除く。

(土地所有者等の責務及び市の指導等)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地を清潔に保ち、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等が捨てられることのないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等が捨てられたときは、速やかに必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市が実施する施策に協力しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、第1項から第3項までの規定を遵守するよう指導又は助言をすることができる。

(投棄の禁止及び公表等)

第8条 何人も、公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

2 何人も、公共の場所等に粗大ごみ等をみだりに捨て、又は捨てさせてはならない。

3 市長は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、当該粗大ごみ等の回収その他必要な措置を講ずるよう命じることができる。

4 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(ふんの放置禁止)

第9条 何人も、飼養し、又は保管する犬などの動物を公共の場所等に連れ出す場合は、そのふんを処理するための用具を携帯しなければならない。

2 何人も、飼養し、又は保管する犬などの動物がふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを放置せず、持ち帰らなければならない。

(回収容器の設置及び管理等)

第10条 自動販売機により容器入り飲料等を販売する者は、規則で定めるところにより回収容器を設置するとともに、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

3 食品小売店舗は、店頭へ空き缶等、容器包装プラスチックその他必要な資源物を回収する容器を設置し、回収物の資源化に努めなければならない。

4 市長は、第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 市長は、前項の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは土地所有者等から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者若しくは土地所有者等の土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、身分証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第8条第3項の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第10条第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第8条第1項又は第9条第2項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。